

群馬大学医学部附属病院ドクターズアシスタントセンター規程

平成 30.11. 5 制定

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、ドクターズアシスタントの業務、派遣、研修等について管理し、勤務医の負担軽減及び処遇改善に係る体制を確保するため、群馬大学医学部附属病院ドクターズアシスタントセンター（以下「センター」という。）を置く。

(定 義)

第2条 この規程において、「ドクターズアシスタント」とは、次の各号に掲げる者であつて、本院において診療に従事する医師の事務作業を補助する者を言う。

- (1) 常勤の事務職員のうち、病院長の指名を受け、ドクターズアシスタントの業務に従事する者
- (2) 医師事務作業補助者
- (3) その他、病院長がドクターズアシスタントとして認めた者

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ドクターズアシスタントの業務管理に関すること。
- (2) ドクターズアシスタントの派遣に関すること。
- (3) ドクターズアシスタントの研修に関すること。
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総務課、経営企画課及び医事課よりそれぞれ選出された職員
- (4) ドクターズアシスタント
- (5) その他必要な職員

2 センター長は、病院長が指名する者をもって充て、センターを代表し、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長から推薦された者のうち、病院長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。

4 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院ドクターズアシスタントセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) ドクターズアシスタントの業務内容に関する事。
- (2) ドクターズアシスタントの派遣先に関する事。
- (3) ドクターズアシスタントの研修内容に関する事。
- (4) その他ドクターズアシスタントの活動に関し必要な事項
(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 病院長が指名する診療科長 若干人
- (3) 先端医療開発センター長
- (4) システム統合センター長
- (5) 看護部長又は副看護部長
- (6) 総務課長
- (7) 経営企画課長
- (8) 医事課長
- (9) 委員長が指名する者 若干人
(任 期)

第7条 前条第2号、第5号及び第9号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告)

第10条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第11条 センターの事務は、経営企画課及び医事課において処理し、委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センター及びドクターズアシスタントに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成30年11月5日から施行する。

2 この規程の施行後,最初に選出される第6条第2号,第5号及び第9号委員の任期は,
平成31年3月31日までとする。